

表5.3(1) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

カドミウム及びその化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	12	0.01	0.01	0.04	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	13	0.01	0.01	0.03	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	12	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

カドミウム及びその化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	13	0.00	0.00	0.01	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	3	0.00	0.00	0.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.01	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	12	0.01	0.01	0.02	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	18	0.00	0.01	0.02	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	19	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	53	0.01	0.02	0.09	0.00
66-1	電気めっき施設	19	0.00	0.00	0.01	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	235	0.00	0.00	0.05	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	8	0.01	0.03	0.08	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	3	0.01	0.01	0.01	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	11	0.01	0.03	0.09	0.00
73	下水道終末処理施設	56	0.00	0.00	0.01	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	8	0.00	0.00	0.01	0.00
	合計	527	0.00	0.01	0.09	0.00

表5.3(2) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

シアン化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	3	0.02	0.03	0.06	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.10	-	0.10	0.10
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	2	0.02	0.03	0.04	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.25	-	0.25	0.25
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.16	-	0.16	0.16
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	22	0.02	0.04	0.10	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラルール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	2	0.04	0.05	0.07	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	5	0.04	0.08	0.18	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	19	0.05	0.18	0.80	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	36	0.01	0.03	0.10	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

シアン化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.01	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	5	0.02	0.02	0.05	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	37	0.06	0.19	1.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	1	0.22	-	0.22	0.22
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	24	0.00	0.02	0.10	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	69	0.02	0.04	0.15	0.00
66-1	電気めっき施設	283	0.07	0.14	1.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	207	0.01	0.03	0.25	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.20	0.28	0.40	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	8	0.13	0.22	0.60	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.10	-	0.10	0.10
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	11	0.02	0.04	0.10	0.00
73	下水道終末処理施設	57	0.00	0.01	0.06	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	15	0.04	0.06	0.18	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	3	0.00	0.00	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	41	0.05	0.16	1.00	0.00
	合計	890	0.04	0.11	1.00	0.00

表5.3(3) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

有機燐化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	2	0.04	0.05	0.07	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラルール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.03	0.05	0.10	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

有機燐化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	6	0.03	0.05	0.10	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	5	0.18	0.21	0.50	0.00
66-1	電気めっき施設	16	2.53	3.89	10.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.90	-	0.90	0.90
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	116	0.00	0.02	0.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
73	下水道終末処理施設	32	0.00	0.02	0.10	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	2	1.18	1.52	2.25	0.10
	合計	215	0.21	1.23	10.00	0.00

表5.3(4) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

鉛及びその化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	14	0.02	0.02	0.05	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	33	0.01	0.02	0.05	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	13	0.00	0.00	0.01	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	13	0.01	0.01	0.05	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	32	0.00	0.00	0.02	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

鉛及びその化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	9	0.01	0.01	0.03	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	65	0.04	0.16	1.20	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	1	0.00	-	0.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	20	0.02	0.03	0.10	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1	0.00	-	0.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	17	0.01	0.02	0.07	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	24	0.04	0.08	0.40	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	91	0.01	0.01	0.05	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	20	0.00	0.00	0.01	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	255	0.01	0.04	0.51	0.00
66-1	電気めっき施設	187	0.03	0.15	2.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.02	-	0.02	0.02
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	1	0.04	-	0.04	0.04
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	264	0.03	0.42	6.80	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	3	0.00	0.00	0.01	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	11	0.03	0.04	0.11	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	19	0.01	0.01	0.05	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	25	0.00	0.01	0.05	0.00
73	下水道終末処理施設	51	0.00	0.01	0.06	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	20	0.01	0.01	0.04	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	5	0.00	0.00	0.01	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	2	0.00	0.00	0.00	0.00
-	特定施設不明	41	0.01	0.01	0.05	0.00
	合計	1,264	0.02	0.20	6.80	0.00



表5.3(5) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

六価クロム化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	23	0.11	0.32	1.28	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	0.02	0.03	0.04	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	21	0.01	0.02	0.05	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.01	0.01	0.02	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	18	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

六価クロム化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	8	0.01	0.01	0.02	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	11	0.02	0.03	0.10	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	12	0.03	0.04	0.10	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	6	0.01	0.01	0.02	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	13	0.00	0.01	0.05	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	4	0.00	0.01	0.01	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	56	0.01	0.02	0.08	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	20	0.01	0.03	0.11	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	214	0.02	0.04	0.41	0.00
66-1	電気めっき施設	368	0.04	0.08	0.56	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	217	0.00	0.02	0.20	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	10	0.03	0.06	0.20	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	3	0.02	0.03	0.05	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	15	0.00	0.01	0.05	0.00
73	下水道終末処理施設	52	0.00	0.00	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	18	0.04	0.10	0.40	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	45	0.04	0.15	1.00	0.00
	合計	1,176	0.02	0.08	1.28	0.00

表5.3(6) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	10	0.02	0.02	0.06	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.12	-	0.12	0.12
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	13	0.01	0.03	0.09	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラルール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.04	-	0.04	0.04
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	27	0.07	0.33	1.70	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

砒素及びその化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	28	0.01	0.04	0.21	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	1	0.00	-	0.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.01	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	11	0.02	0.02	0.05	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	17	0.00	0.00	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	21	0.00	0.00	0.01	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	58	0.00	0.01	0.05	0.00
66-1	電気めっき施設	17	0.00	0.00	0.01	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	3	0.06	0.04	0.09	0.01
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	194	0.01	0.09	1.30	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	10	0.01	0.03	0.08	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	9	0.00	0.00	0.01	0.00
73	下水道終末処理施設	50	0.00	0.00	0.02	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	8	0.00	0.01	0.02	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	6	0.00	0.00	0.01	0.00
	合計	505	0.01	0.10	1.70	0.00

表5.3(7) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	総水銀 単位:mg/l 最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラルール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	20	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

総水銀 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	2	0.00	0.00	0.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	12	0.00	0.00	0.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	18	0.00	0.00	0.00	0.00
66-1	電気めっき施設	8	0.00	0.00	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	210	0.00	0.00	0.02	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	1	0.00	-	0.00	0.00
72	し尿処理施設	11	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	52	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	9	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	2	0.00	0.00	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	1	0.00	-	0.00	0.00
-	特定施設不明	4	0.00	0.00	0.00	0.00
	合計	416	0.00	0.00	0.02	0.00

表5.3(8) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

アルキル水銀化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	9	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

アルキル水銀化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	1	0.00	-	0.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	0	-	-	-	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66-1	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	95	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	29	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.00	-	0.00	0.00
	合計	147	0.00	0.00	0.00	0.00



表5.3(9) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

PCB 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

PCB 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
66-1	電気めっき施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	87	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	1	0.00	-	0.00	0.00
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	28	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	2	0.00	0.00	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.00	-	0.00	0.00
	合計	156	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(10) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

トリクロロエチレン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.01	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.30	-	0.30	0.30
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	9	0.00	0.00	0.01	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	5	0.01	0.01	0.02	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	13	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

トリクロロエチレン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	18	0.02	0.03	0.12	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	1	0.03	-	0.03	0.03
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	25	0.01	0.03	0.12	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	61	0.01	0.04	0.28	0.00
66-1	電気めっき施設	55	0.02	0.04	0.20	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.01	-	0.01	0.01
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	11	0.01	0.02	0.08	0.00
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	146	0.00	0.01	0.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	8	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	75	0.01	0.03	0.14	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	7	0.01	0.02	0.06	0.00
72	し尿処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	34	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	7	0.01	0.01	0.03	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	8	0.01	0.02	0.05	0.00
	合計	545	0.01	0.03	0.30	0.00

表5.3(11) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

テトラクロロエチレン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	14	0.00	0.00	0.01	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	1	0.10	-	0.10	0.10
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	12	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.01	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

テトラクロロエチレン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	9	0.00	0.00	0.01	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	10	0.01	0.03	0.08	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	20	0.00	0.01	0.06	0.00
66-1	電気めっき施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	2	0.01	0.01	0.01	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	84	0.01	0.02	0.10	0.00
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	135	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	8	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	20	0.00	0.00	0.01	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	5	0.00	0.01	0.01	0.00
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	34	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	4	0.00	0.00	0.01	0.00
	合計	425	0.00	0.01	0.10	0.00

表5.3(12) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

ジクロロメタン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.01	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	9	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
23-1	バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.02	-	0.02	0.02
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	16	0.00	0.00	0.01	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	2	0.03	0.04	0.06	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.01	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	7	0.01	0.01	0.02	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	1	0.00	-	0.00	0.00
41	香料製造業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	34	0.02	0.04	0.20	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	48	0.01	0.04	0.24	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ジクロロメタン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	5	0.00	0.01	0.02	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	20	0.01	0.02	0.08	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	45	0.01	0.02	0.10	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	101	0.01	0.03	0.23	0.00
66-1	電気めっき施設	51	0.04	0.18	1.30	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.01	-	0.01	0.01
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	199	0.00	0.01	0.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	6	0.01	0.02	0.05	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	76	0.01	0.03	0.25	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	7	0.02	0.02	0.07	0.00
72	し尿処理施設	12	0.00	0.01	0.02	0.00
73	下水道終末処理施設	24	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	21	0.01	0.03	0.10	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	20	0.01	0.02	0.09	0.00
	合計	788	0.01	0.05	1.30	0.00



表5.3(13) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

四塩化炭素 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

四塩化炭素 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
66-1	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.02	-	0.02	0.02
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	173	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	30	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	6	0.00	0.00	0.00	0.00
	合計	309	0.00	0.00	0.02	0.00

表5.3(14) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

1, 2-ジクロロエタン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	10	0.00	0.00	0.01	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラルール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	5	0.01	0.02	0.04	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	9	0.00	0.00	0.01	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	14	0.00	0.00	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	30	0.00	0.00	0.02	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

1, 2-ジクロロエタン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
66-1	電気めっき施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.01	-	0.01	0.01
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0.00	-	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	144	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	23	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	11	0.00	0.01	0.02	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	2	0.00	0.00	0.00	0.00
	合計	306	0.00	0.00	0.04	0.00

表5.3(15) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

1, 1-ジクロロエチレン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラルール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

1, 1-ジクロロエチレン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	3	0.01	0.01	0.02	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66-1	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.01	-	0.01	0.01
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.02	-	0.02	0.02
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	112	0.00	0.00	0.02	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	23	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	2	0.00	0.01	0.01	0.00
	合計	186	0.00	0.00	0.02	0.00

表5.3(16) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

シス-1, 2-ジクロロエチレン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

シス-1, 2-ジクロロエチレン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	3	0.01	0.02	0.04	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-1	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.01	-	0.01	0.01
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.04	-	0.04	0.04
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	110	0.00	0.03	0.33	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	23	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.00	-	0.00	0.00
	合計	176	0.00	0.03	0.33	0.00



表5.3(17) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	1,1,1-トリクロロエタン 単位:mg/l	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.01	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	5	0.06	0.13	0.30	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

1,1,1-トリクロロエタン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	1	0.00	-	0.00	0.00
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	4	0.08	0.15	0.30	0.00
66-1	電気めっき施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.01	-	0.01	0.01
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	126	0.00	0.04	0.30	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	4	0.05	0.09	0.19	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	1	0.00	-	0.00	0.00
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	31	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	2	0.00	0.00	0.00	0.00
	合計	228	0.01	0.04	0.30	0.00

表5.3(18) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	1,1,2-トリクロロエタン 単位:mg/l	標準偏差	最大値	最小値
平均値	標準偏差	最大値	最小値			
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	7	0.00	0.00	0.01	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラルール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

1,1,2-トリクロロエタン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	17	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66-1	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.01	-	0.01	0.01
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	112	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	24	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	2	0.00	0.00	0.01	0.00
	合計	183	0.00	0.00	0.01	0.00

表5.3(19) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

1,3-ジクロロプロペン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

1,3-ジクロロプロペン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	15	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	0	-	-	-	-
66-1	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	109	0.00	0.00	0.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	23	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.00	-	0.00	0.00
	合計	171	0.00	0.00	0.00	0.00

表5.3(20) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

チウラム 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

チウラム 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	14	0.00	0.00	0.01	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	1	0.01	-	0.01	0.01
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	14	0.00	0.00	0.01	0.00
66-1	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	90	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	21	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	1	0.00	-	0.00	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	181	0.00	0.00	0.01	0.00



表5.3(21) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

シマジン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

シマジン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-1	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	94	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	21	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	1	0.00	-	0.00	0.00
	合計	148	0.00	0.00	0.01	0.00

表5.3(22) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

チオベンカルブ 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	0	-	-	-	-
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コーラルール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

チオベンカルブ 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	0	-	-	-	-
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-1	電気めっき施設	0	-	-	-	-
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	92	0.00	0.00	0.01	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	1	0.00	-	0.00	0.00
73	下水道終末処理施設	20	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	0	-	-	-	-
	合計	140	0.00	0.00	0.02	0.00

表5.3(23) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

ベンゼン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.01	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-1	バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	2	0.01	0.01	0.02	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	10	0.00	0.00	0.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0.04	-	0.04	0.04
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	13	0.01	0.02	0.06	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	14	0.00	0.01	0.05	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	27	0.00	0.00	0.01	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	0.00	-	0.00	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ベンゼン 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	17	0.01	0.04	0.13	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.01	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	11	0.00	0.00	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	0	-	-	-	-
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	16	0.00	0.00	0.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	27	0.01	0.02	0.10	0.00
66-1	電気めっき施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	4	0.01	0.01	0.01	0.00
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	193	0.00	0.01	0.06	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	4	0.00	0.00	0.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	14	0.00	0.00	0.01	0.00
73	下水道終末処理施設	28	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	13	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	6	0.00	0.01	0.01	0.00
	合計	457	0.00	0.01	0.13	0.00

表5.3(24) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

セレン及びその化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	6	0.05	0.03	0.08	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	-	-	-	-
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	11	0.01	0.03	0.08	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
29	コールドタル製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
47	医薬品製造業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

セレン及びその化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	0	-	-	-	-
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	0	-	-	-	-
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.01	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	3	0.00	0.01	0.01	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0	-	-	-	-
61	鉄鋼業の用に供する施設	3	0.00	0.00	0.00	0.00
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	11	0.05	0.09	0.30	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	8	0.00	0.00	0.01	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	17	0.00	0.00	0.01	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	10	0.00	0.00	0.01	0.00
66-1	電気めっき施設	6	0.00	0.00	0.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	0	-	-	-	-
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	0	-	-	-	-
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	131	0.00	0.00	0.02	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0.00	-	0.00	0.00
71-4	産業廃棄物処理施設	7	0.01	0.01	0.04	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	-	-	-	-
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	0	-	-	-	-
72	し尿処理施設	5	0.00	0.00	0.01	0.00
73	下水道終末処理施設	28	0.00	0.00	0.00	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	5	0.00	0.00	0.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	0	-	-	-	-
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	4	0.00	0.00	0.00	0.00
	合計	279	0.00	0.02	0.30	0.00



表5.3(25) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	6	1.29	2.18	5.70	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	2	0.64	0.80	1.20	0.07
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	1	0.20	-	0.20	0.20
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	1	0.15	-	0.15	0.15
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	7	0.60	1.16	3.10	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	2	0.06	0.08	0.12	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	0.10	0.14	0.20	0.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	4	1.70	1.70	3.40	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	1	0.05	-	0.05	0.05
26	無機顔料製造業の用に供する施設	6	2.11	1.72	4.00	0.24
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	36	4.84	15.62	89.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	2	1.30	1.70	2.50	0.10
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	8.00	-	8.00	8.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	14	0.42	0.76	2.90	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	3	0.32	0.56	0.97	0.00
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	5	4.04	2.98	8.30	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	1	0.01	-	0.01	0.01
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	1	0.45	-	0.45	0.45
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	25	1.05	1.94	6.80	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	32	0.42	0.95	3.87	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	1	0.11	-	0.11	0.11
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	7.20	-	7.20	7.20
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ほう素及びその化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	2	2.65	3.61	5.20	0.10
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	0	-	-	-	-
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	37	0.72	0.88	3.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	1	1.60	-	1.60	1.60
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	23	23.71	39.28	123.00	0.00
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1	0.00	-	0.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	11	1.02	1.62	5.70	0.10
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	11	1.53	2.38	7.80	0.02
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	71	0.53	0.87	5.04	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	3	12.37	13.80	28.30	4.30
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	13	0.04	0.08	0.30	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	218	1.40	3.72	30.00	0.00
66-1	電気めっき施設	262	1.84	3.19	20.10	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	17.00	-	17.00	17.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	2	0.23	0.18	0.36	0.10
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	0.10	-	0.10	0.10
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	4	0.32	0.46	1.00	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	1	0.50	-	0.50	0.50
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	181	3.07	37.17	500.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	2.26	2.75	4.20	0.31
71-4	産業廃棄物処理施設	8	1.32	1.89	4.60	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	4	0.83	1.16	2.50	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	1	0.00	-	0.00	0.00
72	し尿処理施設	12	1.57	2.94	8.20	0.00
73	下水道終末処理施設	42	0.12	0.28	1.70	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	29	2.05	5.72	30.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	6	0.21	0.22	0.46	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	47	2.63	5.53	32.00	0.00
	合計	1,153	2.22	16.48	500.00	0.00

表5.3(26) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

代表特定施設		事業場数	平均值	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	8	2.84	2.81	7.00	0.00
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	9	0.10	0.14	0.35	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	6	0.88	0.67	2.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	3	0.07	0.12	0.20	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	1	17.00	-	17.00	17.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	9	1.93	2.14	6.32	0.00
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	0.05	0.07	0.10	0.00
26	無機顔料製造業の用に供する施設	6	2.10	2.23	5.00	0.10
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	41	2.31	3.01	10.90	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	4	2.18	3.22	6.90	0.02
29	コーラルール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	0	-	-	-	-
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	2	2.55	2.90	4.60	0.50
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	4	0.47	0.71	1.50	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	12	0.99	0.82	2.80	0.10
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	4	0.74	0.50	1.10	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	2	0.27	0.10	0.34	0.20
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	5	0.86	1.22	3.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	2	0.39	0.23	0.55	0.22
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	19	1.00	1.92	8.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	21	0.29	0.54	2.20	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	1	0.10	-	0.10	0.10
49	農薬製造業の用に供する混合施設	2	3.30	4.67	6.60	0.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

ふっ素及びその化合物 単位:mg/l

ふっ素及びその化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	2	0.45	0.64	0.90	0.00
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	3	0.18	0.20	0.40	0.00
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	1	0.20	-	0.20	0.20
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	54	1.57	3.23	21.00	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0.20	-	0.20	0.20
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	1	0.10	-	0.10	0.10
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	-	-	-	-
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	13	0.58	1.06	4.00	0.10
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1	0.00	-	0.00	0.00
61	鉄鋼業の用に供する施設	28	3.67	3.64	16.00	0.13
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	20	2.56	3.06	10.69	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	93	1.31	2.28	15.00	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	2	4.10	3.96	6.90	1.30
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	1	4.90	-	4.90	4.90
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	22	0.12	0.36	1.70	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	401	2.14	3.21	27.00	0.00
66-1	電気めっき施設	229	2.27	3.97	34.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	1	4.00	-	4.00	4.00
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	1	0.00	-	0.00	0.00
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	2	0.14	0.06	0.18	0.09
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	4	0.15	0.24	0.50	0.00
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	1	0.20	-	0.20	0.20
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	202	0.38	1.16	11.10	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2	1.67	1.46	2.70	0.64
71-4	産業廃棄物処理施設	9	3.47	2.58	7.60	0.13
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	8	2.63	2.63	6.90	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	1	8.00	-	8.00	8.00
72	し尿処理施設	18	0.91	2.82	12.00	0.00
73	下水道終末処理施設	51	0.11	0.15	0.64	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	37	1.68	2.10	8.60	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	6	1.75	1.99	4.80	0.14
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	1	4.90	-	4.90	4.90
-	特定施設不明	53	1.70	2.46	10.00	0.00
	合計	1,436	1.63	2.94	34.00	0.00

表5.3(27) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
1-1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	8	12.73	21.12	59.40	0.60
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	0	-	-	-	-
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	1	0.00	-	0.00	0.00
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	1	0.12	-	0.12	0.12
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	2	8.92	0.11	9.00	8.84
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	0	-	-	-	-
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	-	-	-	-
10	飲料製造業の用に供する施設	6	3.52	5.00	13.00	0.00
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
13	イースト製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	1	1.00	-	1.00	1.00
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	0	-	-	-	-
18-1	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	-	-	-	-
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
18-3	たばこ製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	10	1.51	2.27	6.50	0.00
20	洗毛業の用に供する施設	0	-	-	-	-
21-1	化学繊維製造業の用に供する施設	12	4.48	8.34	30.00	0.00
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	0	-	-	-	-
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	-	-	-	-
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	-	-	-	-
23-1	バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	6	1.66	3.03	7.80	0.00
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	1	323.00	-	323.00	323.00
24	化学肥料製造業の用に供する施設	11	16.22	18.58	56.00	1.96
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設	2	15.85	20.01	30.00	1.70
26	無機顔料製造業の用に供する施設	7	25.80	27.24	76.00	0.30
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	59	143.85	350.72	1,764.00	0.00
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1	4.50	-	4.50	4.50
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
30	発酵工業の用に供する施設	2	8.15	5.30	11.90	4.40
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	5.31	-	5.31	5.31
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	6	53.57	71.18	150.00	0.00
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	22	3.04	3.64	10.80	0.00
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	4	7.30	13.81	28.00	0.00
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	1	3.00	-	3.00	3.00
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	2	8.80	0.14	8.90	8.70
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	7	18.28	20.99	60.00	0.00
38	石けん製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
41	香料製造業の用に供する施設	2	2.14	1.86	3.45	0.82
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	-	-	-	-
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	-	-	-	-
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	29	14.89	33.42	150.00	0.00
47	医薬品製造業の用に供する施設	40	5.19	12.40	60.00	0.00
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	2	56.90	36.77	82.90	30.90
49	農薬製造業の用に供する混合施設	1	54.00	-	54.00	54.00
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	-	-	-	-

## アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 単位:mg/l

代表特定施設		事業場数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
51-1	石油精製業の用に供する施設	3	0.39	0.22	0.60	0.16
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設	1	9.30	-	9.30	9.30
51-3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	1	1.50	-	1.50	1.50
52	皮革製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	18	3.32	4.07	14.70	0.00
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	-	-	-	-
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	-	-	-	-
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	1	7.00	-	7.00	7.00
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	2	5.62	5.96	9.83	1.40
59	砕石業の用に供する施設	0	-	-	-	-
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1	0.70	-	0.70	0.70
61	鉄鋼業の用に供する施設	11	16.01	17.47	50.00	0.58
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	16	31.04	92.70	377.00	0.00
63-1	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	83	10.64	13.16	67.60	0.00
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	-	-	-	-
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	5	13.85	13.09	28.00	0.00
64-1	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	-	-	-	-
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	16	1.07	2.15	9.00	0.00
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	268	13.22	27.11	349.00	0.00
66-1	電気めっき施設	172	13.43	18.98	120.00	0.00
66-2	旅館業の用に供する施設	0	-	-	-	-
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
66-7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゅう房施設	0	-	-	-	-
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	0	-	-	-	-
68-1	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	-	-	-	-
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	3	3.87	3.18	6.40	0.30
69-1	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	-	-	-	-
69-2	中央卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
69-3	地方卸売市場に設置される施設	0	-	-	-	-
70-1	廃油処理施設	0	-	-	-	-
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	-	-	-	-
71-1	自動式車両洗浄施設	1	14.00	-	14.00	14.00
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	189	8.35	16.46	150.00	0.00
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	4	10.41	7.76	19.80	0.82
71-4	産業廃棄物処理施設	8	25.16	28.55	66.00	0.00
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	8	24.69	28.97	90.00	0.00
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゆう施設	2	0.17	0.23	0.33	0.00
72	し尿処理施設	24	18.99	38.90	167.50	0.00
73	下水道終末処理施設	72	9.83	6.96	47.10	0.00
74	特定事業場から排出される水の処理施設	26	12.83	16.37	67.00	0.00
81	指定地域特定施設(し尿浄化槽201～500人槽)	18	7.69	10.11	39.30	0.00
91	湖沼法みなし指定地域特定施設(病院)	0	-	-	-	-
92	湖沼法みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)	0	-	-	-	-
-	特定施設不明	37	34.87	102.87	620.00	0.00
	合計	1,237	18.90	86.45	1,764.00	0.00